規制シート(様式)

200197100910001 平成28年12月22日

1 及20十12万22日			
規制の名称	悪臭防止法による規制	所管府省	環境省
根拠法令等	悪臭防止法(昭和46年法律第91号)	作成責任者の	水·大気環境局大気環境課大気生活環境 室 室長 行木美弥
規制目的	工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、 国民の健康の保護に資することを目的とする。		
規制内容の概要	 ・都道府県知事は、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域として指定しなければならない。 ・都道府県知事は、規制地域について、その自然的、社会的条件を考慮して、必要に応じ当該地域を区分し、特定悪臭物質の種類ごとに規制基準を定めなければならない。 ・規制地域内に事業場を設置している者は、当該規制地域についての規制基準を遵守しなければならない。 ・何人も、住居が集合している地域においては、みだりに燃焼に伴って悪臭が生ずる物を野外で多量に焼却してはならない。 ・下水溝、河川、池沼、港湾その他の汚水が流入する水路又は場所を管理する者は、その管理する水路又は場所から悪臭が発生し、周辺地域における住民の生活環境が損なわれることのないように、その水路又は場所を適切に管理しなければならない。 		悪臭公害防止強化対策費(平成28年度予 算6,843千円)
	・工場その他の事業場における規制地域及び規制基準の設定については、都道府県知事及び指定都市、中核市、特例市及び特別区の長が行うこととされていたが、改正により都道府県知事及び全ての市の長が行うこととなった(平成23年8月)	関連する 政策評価結果	平成27年度政策評価(事後評価) (http://www.env.go.jp/guide/seisaku/h27 _jigo/jigo_sheet/3_2.pdf)
	毎年度実施している施行状況調査の結果によれば、ここ数年の苦情件数は減少傾向にあるものの、依然として年間13,000件を超える件数があり、引き続き規制の維持が必要と考えられる。	規制の維持、改革 又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	_		
見直し条項	悪臭防止法 附則(平成12年5月17日法律第65号)第2条		
次の見直し時期	平成33年度		